

情報システム委員会細則

平成22年1月9日制定

(総則)

第1条 この細則は、一般社団法人広島県臨床検査技師会（以下「会」という）の組織運営規程第22条及び第24条の規定に基づき、会の情報システム委員会の必要事項を定める。

(目的)

第2条 情報システム委員会（以下「委員会」という）は、次の事項を目的とする。

- (1) 会の組織活動及び学術活動における個人情報を含む電子情報取り扱いのセキュリティ全般並びに電子情報を扱うOA機器等の円滑な運用を推進し、もって会の活動を技術的な面で支援すること
- (2) 広報活動の一環としてのウェブサイトの運用により、医療分野における臨床検査技師の貢献度、知名度を高めるとともに、会員相互の円滑なコミュニケーションを図ること

(事業)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するために以下の事業を行う。

- (1) 事務所等で使用するPC等のOA機器の管理・運営に関する事業
- (2) 電子データ、コンピュータ機器等の取扱いにおける情報セキュリティ管理に関する事業
- (3) 本会のウェブサイトの作成及び更新に関する事業
- (4) 会員への会の活動に関する情報提供、会員相互のコミュニケーション支援に関する事業
- (5) 会員への情報リテラシーに関する情報提供及びITスキルアップに関する啓発事業
- (6) その他、委員会の目的を達成するために必要な事業

(構成)

第4条 委員会は、次の委員をもって構成する。

- | | |
|-------------------|-----|
| (1) 委員長 | 1名 |
| (2) 副委員長 | 1名 |
| (3) 情報システム委員会担当理事 | 2名 |
| (4) 委員 | 若干名 |
| (5) 特別委員 | 若干名 |

2 委員長は、会長が指名し、理事会で承認した後、会長が委嘱する。

3 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

4 委員は、正会員の中から理事会で選任し、会長が委嘱する。

5 特別委員は、必要に応じて正会員の中から常務理事会で選出、期間を限定し、理事会が承認した後、会長が委嘱する。

(職務)

第5条 委員は、委員会の職務を遂行するために、以下の職務を行う。

- (1) 委員長は、委員会を代表し、事業を統括する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐する。
- (3) 委員は、事業達成のため関係部門と連携して活動する。
- (4) 委員会担当理事は、委員会の活動全般を把握し、必要に応じて理事会との協議・連携を行う。

(任期)

第6条 委員の任期は2年とする。

2 委員は再任されることができる。ただし、再任は通算3期までとする。ただし、理事会が認めたものはこの限りではない。延期する者は常務理事会が選出し理事会で承認する。

(解任)

第7条 委員は、次の号のいずれかに該当する場合、理事会の承認により解任することができる。

- (1) 心身の障害のために職務の執行に堪えないと認めたとき
- (2) 職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行為があると認められたとき

(会議)

第8条 委員会は、第3条の事業を行うため、必要に応じ情報システム委員会を開催する。

- 2 構成員は、第4条に定める委員の他、委員長が必要と認めた者とする。
- 3 各委員は、必要に応じて、委員以外の正会員の出席を求めることができる。
- 4 情報システム委員会は委員長が招集し、議長となる。
- 5 会議を招集しようとするときは、会議の日時、場所、会議の目的等を、書面又は電磁的記録により構成員に通知するものとする。ただし、緊急な事情又は構成員全員の同意がある場合はこの限りでない。
- 6 情報システム委員会は、構成員の半数以上の出席がなければ、開催することができない。
- 7 情報システム委員会の議決は、出席した部員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。
- 8 委員の代理は認めない。
- 9 その他、情報システム委員会の運営につき必要な事項は、理事会において定める。

(理事会の承認)

第9条 委員会担当理事は、事業の運営について審議決定をしたものにつき、理事会に報告してその承認を得なければならない。

(運営)

第10条 委員長は、第3条に定める事業運営のため、次の係を置くことができる。

- (1) PC (パーソナルコンピュータ) 及びOA機器管理のための係
- (2) 情報セキュリティ管理のための係
- (3) ウェブサイト運用のための係
- (4) その他、委員会の活動のために委員長が必要と認めた係

2 各係の担当者は、委員長が委嘱する。

(保守管理)

第11条 委員会は、事務所等で使用されるPC及びOA機器 (以下「PC等」という) 管理のため、以下の活動を行う。

- (1) PC及びOA機器の適切な運用
- (2) PC等の保守、点検及び更新に関すること
- (3) PCのソフトウェア及びアプリケーションの動作、運用に関すること
- (4) PC等の更新計画策定、予算要求に関すること

(ウェブサイト運営)

第12条 委員会は、本会のウェブサイト運営のため、以下の管理を行う。

- (1) ウェブサイト・コンテンツの編集、更新及びデータ保存
- (2) ウェブサイト素材、編集アプリケーション等の管理
- (3) ウェブサイト更新作業に関わる機器、備品等の管理
- (4) 会の代表メールアドレス (info@hiroringi.or.jp) の運用・管理の支援

(PC等及び電子情報関連セキュリティ管理)

第13条 委員会は、本会のPC等及び電子情報関連の適切な運用と安全管理のために、以下の権限を使用するものとする。

- (1) PC等のパスワード保護設定及び利用者権限の設定
 - (2) PC等で使用するソフト及びアプリケーションの選定並びに設定とソフトのマスター管理
 - (3) PC等の安全管理のためのウイルス対策
 - (4) PC等の適切な運用を監視し、問題等が発生した場合の対応と改善
 - (5) その他、電子情報の取扱いにおけるセキュリティ管理
- 2 委員会が前項の権限を行使する場合は、理事会の承認を得なければならない。

(電子メールアカウントの発行・運用)

第14条 委員会は、会の組織活動に必要な電子メールアカウントを発行、設定する。

- 2 委員会は、役員に対し、必要に応じて会ドメインの電子メールアカウントを発行することができる。
- 3 前項の電子メールアカウントの利用期間は、当該役員の任期とし、退任した役員のアカウントは削除する。ただし、次の場合は引き続き利用することができるものとする。
 - (1) 重任した場合
 - (2) 退任後、現在とは別の役職に就任した場合
- 4 第2項のアカウント名は、原則として名称の頭文字（ハイフン）名（すべて半角ローマ字、12文字以内）とする。
- 5 委員会は、6ヶ月以上の長期間継続して電子メールの利用が無い者に対し、本人の承諾を得て、同人のメールアカウントを削除することができる。

(相互コミュニケーション・ツールの運用)

第15条 委員会は、理事会、各学術部門及び各委員会が利用する相互コミュニケーション・ツールとして、メーリングリスト等を用意することができる。

- 2 前項に定めるものの他、必要と思われる相互コミュニケーション・ツールについては、理事会の承認を得て設置できる。
- 3 相互コミュニケーション・ツールのメンバー管理は委員会が行うものとし、メールコマンド等、メンバーが個人的に解説・設定したものは認めない。

(委員会が使用する権限の管理体制)

第16条

委員会が業務のために使用する権限は次の体制により管理されるものとする。

(1) 情報システム担当副会長は、本会のすべての情報システム関係の権限を統括する。情報システム担当副会長は会長が指名する。

(2) 情報システム委員長

情報システム委員長は情報システム担当副会長を補佐する。

(3) 管理の対象

本会が所有するPC等の電子機器、ウイルス対策をはじめソフト及びアプリケーション、ウェブサイト、オンラインストレージサービス、レンタルサーバー、メーリングリスト等のアカウント、ID、パスワード、契約に関する情報及び書類等を指す。また、情報システム担当副会長が認めたものを対象とし、認めないものは除外してよい。

(4) 情報システム担当副会長は上記3項のリストを作成し対象の所在・内容を明確にさせる。

(5) 情報システム担当副会長は導入、変更、解除が確実に反映するようにリストを管理、保管する。情報システム担当副会長、情報システム委員長、運用に携わる委員の少数のみが知りうる権限とすること。

(6) 情報システム担当副会長は適時、パスワード変更の指示をだし、これを確認する。

(7) 任期は各役職の任期に準ずる。解任は常務理事会にて承認を得る。

(8) 特別委員は委員の指導、教育にあたり、委員会運営の補佐的役割をになう。

(ウェブサイト掲載可能事項)

第17条 本会のウェブサイトへの掲載項目は以下のものとする。

(1) 会の概要、組織に関する情報

(2) 会の事業、活動に関する情報

(3) 会の学術に関する情報

(4) その他、事業に関する情報

(ウェブサイト掲載禁止事項)

第18条 本会のウェブサイトへの掲載禁止項目は以下のものとする。

(1) 営利目的の内容を含むもの

(2) 会員又は第三者への誹謗中傷を含むもの

(3) 会員又は第三者の財産、プライバシー等の侵害にあたるもの

(4) 会員又は第三者の著作権を侵害するもの

(5) 暴力団、その他犯罪的行為に関連するもの

(6) 宗教的な内容を含むもの

(7) 政治的な内容を含むもの

(8) 猥褻あるいはそれに関連する文章、画像

(9) システムの破壊及び正常な運用を妨害し、あるいは会の信頼を毀損する情報

(10) その他、法令、定款、規程及び細則に違反する情報

(細則の変更等)

第19条 この細則に定めのない事項については、理事会の決定による。

2 この細則を変更するには、理事会の議決を経るものとする。

(附 則)

この細則は平成21年12月1日から施行する。

平成21年12月31日一部改正

平成24年4月1日一部改正

平成30年4月12日一部改正

平成30年6月4日一部改正